

富津市みらい構想の策定及び計画体系の整理について

1 富津市みらい構想の策定及び計画体系の整理目的

昭和44年の地方自治法改正により基本構想の策定義務が定められ、本市においても昭和54年度以降、基本構想等を定め、計画的な行政運営に取り組んできた。

その後、地方分権の進展、住民ニーズの多様化及び社会経済情勢の急速な変化に伴い、平成23年の地方自治法改正により基本構想の策定義務が廃止され、基礎自治体である市町村が策定の要否を自ら決定できることとなった。

本市においては、平成28年度以降、基本構想、基本計画及び実施計画を策定せず、喫緊の課題である年少人口の減少抑制を市の最重要課題に位置付け、各施策分野にまたがって特に重点的に取り組む施策を定める「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、優先的に実行するとともに、各施策分野の計画についても、その着実な実行に取り組んできた。

今回、市が目指す将来像を分かりやすく示し、各施策・計画の位置付けを明らかにすることで、当該将来像及び市が直面している課題を市民と共有し、施策を着実に実行するため、富津市みらい構想（以下「みらい構想」という。）を策定するとともに、市の計画体系を整理する。

2 旧総合計画、現計画体系及びみらい構想の違い

(1) 旧総合計画

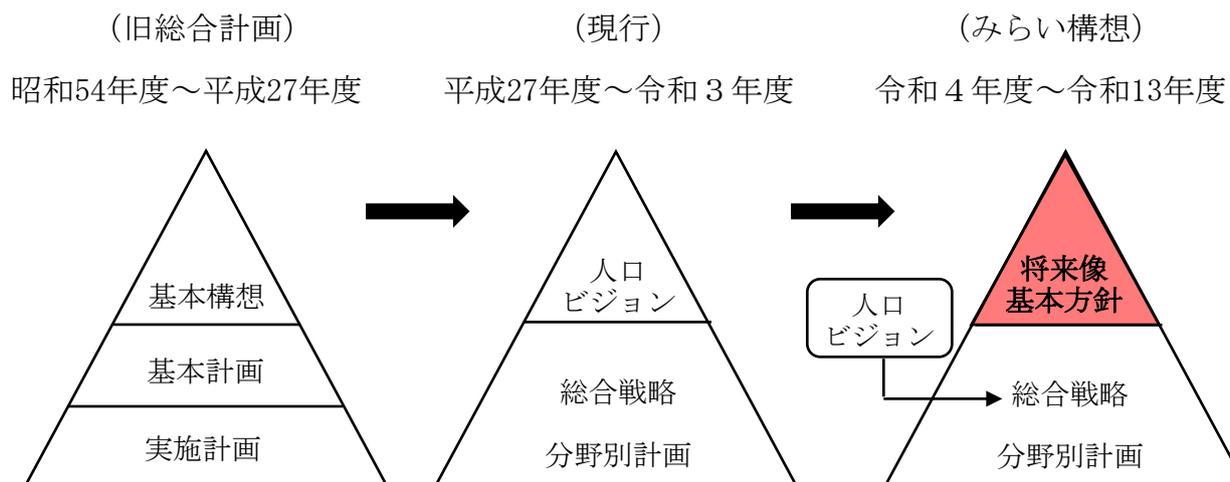
市の最上位計画として将来都市像及び政策の基本方向を定める「富津市基本構想」を策定し、その下に将来都市像を実現するための施策の方向性を定める「基本計画」及び当該基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画を定める「実施計画」を策定した。

(2) 現計画体系

基本構想、基本計画及び実施計画を策定せず、市の目指すべき将来の方向を掲げている富津市人口ビジョン2040を総合戦略その他の計画の基本としている。

(3) みらい構想

将来像及び基本方針を定め、計画体系の整理を行う。



3 みらい構想の位置付け、名称及び期間

(1) 位置付け

市における最上位の構想とする。

(2) 名称

分かりやすさを重視し、「富津市みらい構想」とする。

(3) 期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで（10年間）

4 みらい構想の枠組み

将来像（地域別の将来像を含む。）及び政策の基本方針を定める。

5 議会の議決

みらい構想を市における最上位の構想として位置付けるため、みらい構想の策定を議会の議決事項とする。

6 富津市みらい構想会議の設置

次の事項について、市民等に意見又は助言を求めるため、富津市みらい構想会議（以下「会議」という。）を設置する。

(1) みらい構想の策定に関する事項

(2) みらい構想の変更に関する事項

(3) 上記のほか、総合的かつ計画的なまちづくりの推進に必要な事項

7 スケジュール

- ・ R 3. 5月 第1回会議開催及び市民アンケート実施
- ・ R 3. 9月 みらい構想（素案）及び計画体系（素案）の第2回会議及び
議会説明
- ・ R 3. 12月 みらい構想（案）及び計画体系（案）の第3回会議及び議会
説明
- ・ R 4. 1月 みらい構想（案）及び計画体系（案）のパブリックコメント
実施
- ・ R 4. 2月 みらい構想（最終案）及び計画体系の決定並びに委員送付
- ・ R 4. 3月 みらい構想（最終案）議会上程
- ・ R 4. 4月 みらい構想及び計画体系の印刷製本及び配付